

## 【中国】小金庫(裏金)の集中取締りに着手

海外立法情報調査室・富窪 高志

- \* 2009年4月23日、中国共産党中央紀律委員会及び国務院監察部、財政部、審計署の連名により、「党・政府機関及び事業体の小金庫(裏金)に対する集中取締りの展開に関する実施弁法」が全国の関係機関に通達された。政府は、廉潔な政府の構築を打ち出しており、今回の取組みの成果が注目される。

### 取締りの対象・内容

同弁法(注1)によれば、取締の対象となるのは、全国の党・政府機関及びすべて国家財政によって運営されている非営利事業体である。党・政府機関には、各級の党機関、全国人民代表大会機関、行政機関、政治協商会議機関、裁判・検察機関のほか、工会(労働組合)、共産主義青年団及び婦女連合会等の人民団体も含まれる。

小金庫とは、法律、法規及びその他の規定に違反した当該組織の正規の収入として算入できない収入及びそれによって形成された資産をいい、具体的には、①法規に違反した経費徴収、課金、費用割当による収入、②資産の処分又は賃貸による収入、③会議費、労務費、研修費、相談料等の名目で徴収した収入、④経営性収入で規定の帳簿に記載しないもの、⑤虚偽の支出及び振替によるもの、⑥虚偽の領収書等非合法的な証書により詐取した収入、⑦組織の上下間で相互に振り替えたもの、とされる。今回の取締りは、2007年の小金庫の支出入額、2006年末の残高及び資産について行われるが、金額の大きいもの及び悪質なものについては、さらに遡って調査される。

### 取締りの手順

取締は以下の手順で行われ、2009年内には終了する予定である。

#### ① 準備段階(2009年5月末まで)

体制整備、意識の統一、広報活動の強化、大衆による監督及び告発の奨励等を行う。

#### ② 内部調査及び是正措置(2009年6月末)

具体的な検査方法を定め内部調査に着手する。内部調査により明らかとなった問題については自主的に是正するとともに、上級にその結果を報告しなければならない。報告は最終的には、小金庫取締指導小組(上述した中国共産党中央紀律検査委員会等を中心とし、その他の関係部門から構成される。事務局は財政部。)に提出される。

#### ③ 重点検査(2009年7月～9月)

前期の取組みの結果を踏まえて、特に、各種経費徴収及び課金権限が集中する組織、庶民との関わりが深い教育、衛生、交通等の部門、ホテルや研修センター等で今回の取締りの対象となる党・政府機関及び事業体の管轄下にあるもの、以前に小金庫が存在していた組織、一般からの告発を受けた組織、内部調査が不十分とされた組織を対象として、重点検査が行われる。検査結果報告は11月20日までに、小金庫取締指導小組に提出される。

#### ④ 改善措置の実施（2009年11月末）

検査対象組織は、この間の調査や検査において明らかとなった問題について改善措置を策定し実施する。

#### 小金庫及び関係者の処置

法に従った処理、寛大さと厳格さを併用した処理原則が採られる。

寛大さと厳格さの併用については、例えば、徹底した内部検査と是正措置を講じた場合には、組織及び関係者に対する処分を寛大にし、小金庫については正規の収入として計上したうえで法律に従って財務上、税務上の処理が行われるが、重点調査で明らかになった小金庫については、正規の収入とすることなく財務上、税務上の処理を行い、関係者、特に指導者及び直接の責任を負うものに対しては厳格な責任追及が行われる。また、虚偽の報告、検査への抵抗、証拠破棄等の行為に対しても関係規定に従って厳しく処理するとされ、犯罪の疑いがあるものは司法機関に引き渡される。

#### 告発の奨励

取締りの効果をあげるために、主管部門に当たる機関（中央では財政部）は、一般からの告発を受ける電話、投書箱を設け、受理した案件は確実に処理することとされる。告発者の権利を守るために秘密保持に努め、告発者に対する暴力などの報復行為については厳格に対処することが求められる。告発者については、告発した小金庫の金額、資産等の3%から5%、最高10万円の報奨金が支給される。しかし、告発の奨励については、もともとヤミに包まれた存在である小金庫について知りえるのは関係者のみであり、小金庫の恩恵を受けている関係者が内部告発する可能性はほとんどないこと、内部告発者が同定される可能性が極めて高いことなどから、実効はほとんど期待できないという意見もある。

#### 腐敗への対応

2008年5月13日には、中国共産党中央から「腐敗に対する厳罰及び予防体系の構築整備計画（2008-2012年）」（注2）が發布されるなど、腐敗への対応は共産党、政府にとって大きな課題として認識されている。

2009年5月の中国共産党政治局会議では、「党及び政府指導幹部に対する責任追及の実施に関する暫定規定」、「中国共産党巡視工作条例」、「国有企業指導者の清廉な（企業）運営に関する若干の規定」が採択されている。2009年は腐敗対応法規整備の最初の年とされており、年内にこの3件を含む16件の起草、改正が予定され、さらに今後26件の起草、改正作業も進められる予定である（注3）。

注（インターネット情報はすべて2009年6月23日現在である。）

(1) 中央政府ポータル<[http://www.gov.cn/zwgk/2009-04/27/content\\_1296994.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2009-04/27/content_1296994.htm)>

(2) 新華社<[http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-06/22/content\\_8417974.htm](http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-06/22/content_8417974.htm)>

(3) 「反腐败新法规值得期待」『瞭望』2009年22期,2009.6.1.pp.32-34.